

労働保険の 加入手続きはお済みですか

労働保険とは？ 労災保険と雇用保険の総称です。

労働保険は労働者が安心して安全に働けるための制度で、政府が管理、運営している強制的な保険です。原則として労働者を一人でも雇った場合、加入手続きをとり、労働保険料を納めなければなりません。また労働災害が発生した場合、健康保険は使えません。

【労災保険】とは

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

【雇用保険】とは

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。



適用事業場とは？

労働保険は農林水産事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、業種・規模の如何を問わず、すべて適用事業となります。

対象となる労働者とは？

【労災保険】

原則として、常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受けるすべての労働者が対象となります。

【雇用保険】

雇用される労働者は被保険者とならない者に該当しない限り、原則として被保険者となります。被保険者とならない者には、例えば、次のような者が挙げられます。

- ① 65歳以上で新たに雇用される者
(高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者に該当する者を除く。)
- ② 1週間の所定労働時間が20時間未満の者
(日雇労働被保険者に該当する者を除く。)
- ③ 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
(日雇労働被保険者に該当する者を除く。)
- ④ 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当する者
(日雇労働被保険者に該当する者を除く。)
ア. 4か月以内の期間を定めて雇用される者
イ. 1週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間数(30時間)未満である者
- ⑤ 昼間学生

労働保険事務組合とは？

事業主が行うべき労働保険の事務処理について、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体です。労働保険事務組合として認可を受けている団体には、商工会議所・商工会・事業協同組合などがあります。

● 事務組合に委託すると次の利点があります。

- ① 労働保険に関する各種書類の作成や手続の手間が省けます。
- ② 労働保険に加入することができない事業主や家族従業員も、労災保険に特別加入することができます。
- ③ 概算保険料額の多少に関係なく年3回に分けて納付ができます。
※ただし、事務組合に委託する場合は、委託手数料が必要となります。

● 労災保険の特別加入制度とは

「特別加入制度」とは、労災保険に適用されない事業主等について特別加入することにより労災保険による保護を図る制度です。

中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者、海外派遣者、介護作業従事者の特別加入制度があり、希望する場合は特別加入申請による承認手続が必要です。

また、中小事業主等の特別加入については、一定規模以下の労働者を使用する事業主であって、労働保険事務組合へ労働保険事務を委託していることが条件です。

● 委託できる事業主は

常時使用する労働者が	金融・保険・不動産・小売業	50人
	卸売・サービス業	100人
	その他の事業にあつては	300人 以下の事業主です。

● 加入手続き

労働保険に加入するには、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署、または公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額となります。）を概算保険料として申告・納付していただくこととなります。

● 労働保険料の計算方法

「労働保険料」は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて計算します。

$$\text{保険料} = \text{賃金総額} \times (\text{労災保険率} + \text{雇用保険率}) \text{ となります。}$$

労災保険率 労災保険率は、 $\frac{3}{1000} \sim \frac{103}{1000}$ でそれぞれの事業の種類ごとに定められています。

※労災保険の保険料は、全額事業主負担です。

雇用保険率

事業の種類	雇用保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

※雇用保険の保険料は、被保険者の負担分があります。

● 一般拠出金

「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿(アスベスト)健康被害者の救済費用に充てるため、労災保険適用事業場の事業主対象に確定保険料に併せて「一般拠出金」を申告・納付していただくこととなります。

一般拠出金の算定方法

$$\text{一般拠出金} = \text{労働者に支払った賃金総額（千円未満切り捨て）} \times \text{一般拠出金率（一律 0.05/1000）}$$

● 給付の種類

1 労災保険給付

- ① 療養（補償）給付 … 労災病院や労災指定病院にて療養（補償）給付を受けられます。また、療養の費用の支給もあります。
- ② 休業（補償）給付 … 療養のため休業した場合、賃金を受けない日の4日目以降、給付基礎日額の60%が支給されます。他に給付基礎日額の20%が特別支給金として支給されます。
- ③ 傷病（補償）年金 … 療養開始後1年6ヶ月経過しても治ゆせず、傷病等級（第1級～第3級）に該当するとき給付基礎日額の313日～245日分の年金が支給されます。
- ④ 障害（補償）給付 … 障害が残った場合、障害等級によって給付基礎日額の313日～131日分の障害（補償）年金、または給付基礎日額の503日～56日分の障害（補償）一時金が支給されます。
- ⑤ 遺族（補償）給付 … 業務上の事由又は通勤により死亡した場合に支給される遺族（補償）年金と遺族（補償）一時金の2種類があります。
- ⑥ 葬祭料（葬祭給付） … 葬祭を行ったものに対し、315,000円＋給付基礎日額の30日分または給付基礎日額の60日分のいずれか高い方が支給されます。
- ⑦ 介護（補償）給付 … 一定の障害により傷病（補償）年金または障害（補償）年金を受給しかつ、現に介護を受けている場合に月を単位として支給されます。
- ⑧ 二次健康診断等給付 … 定期健康診断等の結果、肥満・血圧・血糖・血中脂質の4項目全てに異常の所見が認められた場合には、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができます。
- ⑨ 社会復帰促進等事業 … ③・④・⑤の場合、一定額の特別支給金と特別給与を基礎とする特別年金や特別一時金が支給されます。また、被災労働者の社会復帰を促進するため、義肢、義眼、車椅子等の購入（修理）に要した費用の支給、特定傷病治ゆ者に対するアフターケア制度等があります。

※（補償）と記載してあるのは、業務上災害の場合の表示です。葬祭料は業務上災害、葬祭給付は通勤災害です。

2 失業等給付

- ① 求職者給付… 被保険者が離職し、失業の状態にある場合等一定の要件を満たした場合に支給されるもので、一般被保険者に対する求職者給付、高年齢継続被保険者に対する求職者給付、短期雇用特例被保険者に対する求職者給付、日雇労働被保険者に対する求職者給付があります。
- ② 就職促進給付… 再就職をした時などに一定の要件を満たした場合、就業手当、再就職手当や常用就職支度手当などが支給されます。
- ③ 教育訓練給付… 一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。
- ④ 雇用継続給付… 高年齢者を継続的に雇用する場合の高年齢雇用継続給付のほか育児休業給付、介護休業給付があります。

●事業主等に対する各種助成金（下記の助成金以外にも各種助成金制度があります）

- 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金… 景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練または出向を行った事業主に対して支給されます。
- 特定求職者雇用開発助成金… 60歳以上の者、障害者等の就職が特に困難な者を公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

まだ、労働保険の加入手続をなされていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続をしましょう。また、ご相談・お問い合わせについても、お気軽にお尋ねください。

●加入手続を怠っていた場合は

事業主が故意又は重大な過失により労働保険の加入手続をしていない期間中に労働災害が生じ、国が労災給付を行った場合は、事業主から労働保険料をさかのぼって徴収するほかに労災給付に要した費用の全部又は一部を徴収することになります。

労働基準監督署

- ◆さいたま 048(600)4802 ◆川口 048(252)3804 ◆熊谷 048(533)3611
- ◆川越 049(242)0893 ◆春日部 048(735)5228 ◆所沢 04(2995)2586
- ◆行田 048(556)4195 ◆秩父 0494(22)3725

ハローワーク（公共職業安定所）

- 川口 048(251)2901 ●熊谷 048(522)5656 ●本庄 0495(22)2448 ●大宮 048(667)8609
- 川越 049(242)0197 ●東松山 0493(22)0240 ●浦和 048(832)2461 ●所沢 04(2992)8609
- 飯能 042(974)2345 ●秩父 0494(22)3215 ●春日部 048(736)7611 ●行田 048(556)3151
- 草加 048(931)6111 ●朝霞 048(463)2233 ●越谷 048(969)8609

埼玉労働局労働保険徴収課 048(600)6203

埼玉労働局ホームページアドレス <http://www.saitama-roudou.go.jp>